

津島市農業委員会の委員候補者及び農地利用最適化推進委員候補者の推薦及び募集要領

令和8年7月19日で任期満了となる農業委員会の委員（以下「委員」。という。）及び農地利用最適化推進委員（以下「推進委員」という。）について農業委員会等に関する法律に基づき、委員及び推進委員候補者を募集します。

なお、推薦を受け又は応募いただいても、必ずしも候補者に確定するとは限りませんのでご了承ください。

1 推薦及び募集の対象

- (1) 委員候補者
- (2) 推進委員候補者

2 推薦及び募集期間

令和8年2月2日（月）から 令和8年3月2日（月）まで

3 推薦を受ける者及び応募する者の資格

農業に関する見識を有し、農地等の利用の最適化の推進に関する事項その他の農業委員会の所掌に属する事項に関しその職務を適切に行うことができる者で、次のいずれかに該当する者を除きます。

- (1) 地方自治法（昭和22年法律第67号）に定めるもののほか、委員と兼職が禁止されている職にある者
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に規定する暴力団若しくは暴力団員又はこれらと密接な関係を有する者
- (3) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- (4) 拘禁刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

4 定数

- (1) 委員 14人
- (2) 推進委員 9人

| 区域名 | 定数 |
|-------|----|
| 旧津島地区 | 3人 |
| 神島田地区 | 2人 |
| 神守地区 | 4人 |

5 委員の構成条件

- (1) 認定農業者 4人以上
- (2) 農業委員会の所掌に属する事項に関し利害関係を有しない者 1人以上

6 推薦または応募の方法

規定の様式に必要事項を記入し、添付書類を添えて、持参又は郵送により津島市役所4階まちづくり推進部都市整備課内津島市農業委員会事務局へ提出してください。

また、提出された推薦申込書及び応募申込書は返却しませんのでご了承ください。

- ※ メール及びFAXによる提出は受付けません。
- ※ 法律等の規定により推薦申込書または応募申込書に記載された事項は、住所事項を除き、それ以外の事項については、全て公表となりますのでご了承ください。
- ※ 推薦を受ける者または応募をする者が市外に住所を有する場合、その市町村において発行する住民票の写し（発行後3ヶ月以内で本籍地記載のもの）を添付してください。

(1) 推薦及び応募様式

- ・農業者等（個人）が推薦する場合 ・・・ 様式第1号
- ・法人又は団体が推薦する場合 ・・・ 様式第2号
- ・応募する場合 ・・・ 様式第3号

※様式については、「津島市農業委員会の委員選任に関する要綱」「津島市農業委員会の農地利用最適化推進委員選任に関する要綱」参照

(2) 様式の入手方法

次の窓口に備えるほか、ホームページからもダウンロードできます。

| 窓口 | 所在地 | 電話番号 |
|-------------|---------------------------------------|----------------------|
| 津島市農業委員会事務局 | 〒496-8686 津島市立込町2丁目21番地 本庁舎4階南側 | 0567-55-9653 【直通】 |
| 神島田連絡所 | 〒496-0025 津島市中一色町東郷22番地1 | 0567-31-0773 |
| 神守支所 | 〒496-0005 津島市神守町字五反田2番地 | 0567-28-5208 |

7 受付期間

令和8年2月2日（月）から 令和8年3月2日（月）まで【必着】

持参される場合は、市役所開庁日の午前8時30分から午後5時15分までに提出してください。

8 候補者の選定

推薦もしくは応募による候補者が4項に掲げる定数を超えた場合、または市長もしくは農業委員会が必要と認めた場合は、評価・選考委員会を設けてそれぞれの候補者を評価・選考します。

9 選考結果の通知

選考結果の通知は、令和8年4月中旬以降に本人宛に郵送する予定です。

10 個人情報の取扱い

推薦または応募により取得した個人情報については、保護・管理に充分留意するとともに、候補者の選考以外の目的に使用することはありません。

11 任期

- (1) 委員 ・・・ 令和8年7月20日から令和11年7月19日
(2) 推進委員 ・・・ 委嘱の日（令和8年7月21日予定）から令和11年7月19日まで

12 職務

(1) 委員

農地転用、農地の無断転用の防止・解消などの農地法等の規定に基づく農業委員会の権限に属する事項についての審議等のほか、農地利用の集積・集約化、耕作放棄地の防止・解消などの農地の利用の最適化に関する事項についての審議等が主な職務となります。

会議は、毎月1回（毎月20日前後）程度の開催となります。また、必要に応じ研修会等にも出席していただきます。

(2) 推進委員

津島市内の各担当区域について、委員と密接に連携し、農地の無断転用の防止・解消などを図るための調査のほか、担当地域における担い手への農地の利用の集積・集約化、耕作放棄地の発生防止・解消等の現場活動を中心とする業務等が主な職務となります。

なお、農業委員会総会にも出席していただき、その場で報告等をしていただく場合もあります。また、必要に応じ研修会等にも出席していただく場合があります。

13 身分及び報酬額

いざれも地方自治法第203条の2に規定する特別職の非常勤職員で、津島市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和39年津島市条例第9）に基づき報酬を支給します。

14 推薦及び応募の問い合わせ先

〒496-8686

津島市立込町2丁目21番地

津島市役所4階まちづくり推進部都市整備課内 津島市農業委員会事務局

電話 0567-55-9653【直通】 FAX 0567-24-9010

E-mail:nousei@city.tsushima.lg.jp